

改正種苗法に対応した直売所等での野菜苗販売時の表示について

令和3年10月

福岡県農林業総合試験場 企画部 知的財産活用課

- 登録品種の種苗を販売する場合
“「登録品種」であること”及び“利用制限があること”の表示が必要。
- 指定種苗（食用となる植物、野菜は全て該当）を販売する場合
種苗業者名、種類及び品種、生産地、農薬使用等の表示が必要。

1 生産者が野菜の苗（セル苗）を市場へ出荷する場合

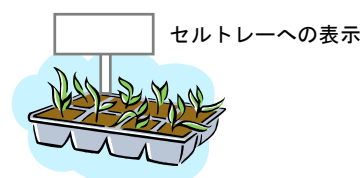
(1) 指定種苗の表示

複数の苗を入れたセルトレーごと一括して表示すれば足りる。

(2) 登録品種の表示

取引単位ごとに種苗又はその包装に表示する。

（例 100本同時に売るなら100本に一枚表示）



2 生産者が野菜の苗（ポット苗）を直売所へ出品する場合

(1) 指定種苗の表示

次のいずれかの方法で表示する。

- ① 苗の近くに掲示
- ② 各ポットに証票を貼付

(2) 登録品種の表示

各ポットに登録品種であることを表示する。

ただし、海外持出し禁止などの利用制限については、取引と同時かつ常に種苗と物理的に近接した状態で、必要な情報が記載された紙面等を受け渡しすることでも可。

指定種苗の表示

種類	トマト
品種名	〇〇号
生産地	〇〇県
数量	〇〇本 (掲示の場合は不要)
農薬使用に関する育苗履歴 (有効成分名を記載)	
〇〇〇〇〇	●回使用 (種子に使用した農薬も記載)
〇〇〇〇〇	●回使用
販売者	〇〇県〇〇市〇〇〇 〇〇ファーム



<登録品種の表示例>

利用制限 販売時に紙面を交付することでも可。掲示は不可。

登録品種であることは次のいずれかで表示

- A) 「登録品種」の文字
- B) 「品種登録」の文字及びその品種登録の番号
- C) PVP マーク

3 ホームセンター等が消費者へ販売する際

上記2と同様